

第 25 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 7 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 33 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 14 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に係る下限面積（別段の面積）
の設定について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 8 号 筑後市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に關す
る指針」の策定について

議案 第 9 号 地区担当委員の決定について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	5 番	近藤 茂
6 番	井寺 知江子	7 番	成清 輝美

8 番	角 豊明	9 番	中村 浩章
1 0 番	北原 良輝	1 1 番	城戸 慎吾
1 2 番	溝口 弘之	1 3 番	城戸 孝行
1 5 番	古賀 重満	1 6 番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（2名）

4 番	岡本 義照	1 4 番	富安 春二
-----	-------	-------	-------

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○事務局

それではまもなく総会の方始めさせていただきますので携帯電話の方はマナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。それでは会長よろしくお願ひします。

○議 長

改めまして皆さんこんにちは。雨で足下の悪い中に来ていただきましてありがとうございます。また、大変お忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。只今から、第 2 5 回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は 4 番の岡本義照委員、1 4 番の富安春二委員が欠席でございます。次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員は、議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いいたします。本日の議事は、報告事項が 2 件、議案が 9 件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には 6 番の井寺知江子委員、7 番の成清輝美委員をお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号、第2号について続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。
議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

利用権の解約は、第1項から第6項までございますが、第1項のみ説明させていただきます。所在、常用の田4筆でございますが、令和4年11月15日より法人____
____から法人____へ耕作者変更されるための解約でございます。以降はご参照をお願いいたします。続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

○事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について でございます。

第1項、所在、津島、地目、田1筆、面積73㎡、申請人は筑後市津島の____
____さん、申請事由は通作用通路拡張となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをお願いします。(地図により位置説明) 住宅に囲まれた農地で第3種農地、農業用通作路については2a未満は転用許可ではなく届出でよいということになっております。続きまして第2項、所在、前津、地目、畑1筆、面積76㎡、申請人は前津の____
____さん、申請事由は同じく通作用通路拡張となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページをご覧ください。(地図により位置説明) 同じく2a未満は届出でよいとなっております。説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項 氏名、_____、住所、筑後市大字下北島、経営形態、いちご、面積54a、農業労働力計3名でございます。令和2年度認定の認定農業者でございますして常用の農地を購入予定のための登録申請でございます。前回、認定農業者ではあったものの、家族の農地を作っているということで、所有面積というか実際にもってある耕作面積が0になってしまうとやっぱりあっせんの方には影響するということですね、家族間での貸し借りをされて、今回改めてですね出されたという案件でございます。よろしくお願いたします。

○議長

議案第1号について質問のある方はどうぞお願いたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について承認することに賛成の方は挙手をお願いたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、議案第2号を提案いたします。事務局は、1項から4項まで続けて説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の7ページをお願いたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について でございます。

第1項、所在、久恵及び新溝、地目、田3筆、面積計の3,435㎡、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、大字新溝の_____さん、利用目的は水稻、売買価格は総額で_____円でございます。続きまして第2項、所在、久恵、地目、田1筆、面積4,037㎡、渡人、先ほどと同じく推進機構、受人、大字久恵の_____さん、利用目的は水稻、売買価格は_____円、次に8ページをお願いたします。第3項、所在、熊野

及び久富、地目、田3筆、面積合計の4,827㎡、渡人、同じく福岡県農業振興推進機構、受人、大字久富の_____さん、利用目的は水稻、売買価格は_____円、最後に第4項、所在、馬間田、地目、田4筆、面積計4,713㎡、渡人、先ほどと同じく福岡県農業振興推進機構、受人、大字折地の_____さん、利用目的は水稻、売買価格は_____円、引渡しは何れも令和4年7月25日でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました。議案第2号1項から第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。(はい。)どうぞ。

○委員(5番)

第2項ですね、これはあの____さんっていう方は面積は4反8畝くらいですけど法人か何か、構成員ですか。

○事務局

____さんは作物が施設園芸でとまとで認定農業者になってらっしゃいまして、あっせん要件を満たしていらっしゃってですね、あっせん登録をされてある方であります。

○委員(5番)

そうしますとですね、基本構想とかそういうあっせん名簿に登載されておることだから問題はないと思いますけどですね、とまとの面積はどれくらいあるわけですか。(手持ち資料なし)

要するに経営としては水稻プラスとまとということですね。(そうです。)なら、よろしいですよ、もう。

○議長

面積の少ないから言よってんと。

○委員(5番)

そうです、ちょっとですね、基盤法というのはですねやっぱりあの担い手なんかのですね、方が利用されてですね、普通だったら売り手と出し手、受け手で第3条というのが本当だろうと思うんですね。しかしあの、経営面積が4反8畝ぐらいでですね、今度ば併せると8反近くなりますけどですね、それでやっぱりあの何でもこう基盤法っていうのはですね、やっぱり問題がありやせんかなと思って、まあそういう認定農業者っていうことであればですね、もう問題ないと思いますから、分かりました。

はい。

○議長

面積の方は後で事務局のほうからお願いします。

○委員（5番）

良かったら家族の構成員くらいはですね。

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（13番）

この取引は全部推進機構を通してなんですけど、相場が___ちょっとから___円ぐらいになるんですけど、これの基準ちゅうのは推進機構の方からの価格の提示なんですかね。

○事務局

はい。推進機構を通した場合ですね、著しくおかしいと言われるような金額の時には受けないということがあり得るんですけども、そうじゃない場合は基本的には筑後市の場合は双方の話を纏めてからこの手続きをとる関係で、合意された金額、もともと合意された金額ということです。下限価格というのは筑後市では設定しておりませんので安すぎるからというのは今のところダメなことは無いんですけども、非常に高い金額だった場合にはですね、おかしいということで断られたことがあるというような感じで、推進機構さんが幾ら、という指定は一切出されないと。

○委員（13番）

ある程度その地域の相場ちゅう形でしょうね。（そうですね。）分かりました、ありがとうございます。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

では、質問も無いようでございますので順に採決をとります。

議案第2号第1項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で全部で6件でございますが、第1項のみご説明いたします。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字溝口、地目、田2筆、面積計5,002㎡、利用権は期間借地の裏作、貸人は溝口の_____さん、借り人は大字鶴田の_____さん、利用目的は麦、借賃は耕起、期間は約5年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書の16ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業分は今回ございません。左上の総計でございます。田が24件、面積95,221㎡、畑はございません。新規・再設定別では新規11件、再設定13件、通年・期間借地別では、通年が23件、期間借地が1件、小作料納入別は金納が21件、耕起代掻1件、使用貸借2件でございます。右の表をご覧ください。貸借期間別でございますが3年と4年が各1件、5年が17件、6年が2件、10年が1件、15年が2件となっております。議案第3号の説明は以上でございます。

○議長

それでは議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。(すいません一ついいですか。)どうぞ。

○委員(11番)

すいません。3項が親子だと思うんですけど、やっぱこれこういう契約を、貸人も借人も同じ面積、同じ住所でこういう契約しなくちゃいけないですか。

○事務局

そうですね、関係としてはご家族で、お孫さんということですね。中身としましては使用貸借と賃貸借、まあ、ご家族なので使用貸借、普通作の方がですね、ということなんだろうと思いますが、利用権設定を必ずしなくちゃいけないというのは、状況に依りまして、例えば施設園芸をされるときの事業をうたれるときとかですね、そういったような何某かの要件があるときにこういったような手続きをされることがあります。必ず家族間でしてくださいということでは無いと思っています。(分かりました。)

○議長

いいですか。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは、質問もないようでございますので採決をとります。

議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は4件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、畑1筆、面積計1,289㎡、渡人、大字前津の_____さん、受人、同じく前津の_____さん、申請事由は受人の希望で、作物が梨に隣接してブドウを栽培されることから、間に受粉用の梨を栽培されるということでございます。売買価格は総額の_____円でございます。第1項の説明は以上でございます。

○議 長

それでは第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局の説明のとおりであります。ちょっと、先月からのまた、転売の様ですけど、利益を求めるような転売ではありませんし、両方の農家さんも後継者がいらっしゃる、これから先も経営をしっかりされていく農家さんだと聞いておりますので、その辺を踏まえながら審議方よろしくをお願いします。地図は2ページに付いております。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、売買、所在、久富、地目、田1筆、面積499㎡、渡人、久富の_____さん、受人は同じく久富の_____さん、売買価格は_____円でございます。この案件は先月許可をいただいたものでございますけれども、渡人が相続手続きを同時期にされておまして、前回の申請から申請者が変更されておりますことから改めて付議いたすものでございます。作物は、景観作物と野菜の計画でございます。内容については前回の付議と変わっておりません。私どもからの説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局からの説明どおりで、先月の後だと思えますけど、また申請させていただいております。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議 長

それでは第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、水田、地目、田4筆、面積合計654.8㎡、渡人、水田の_____さん、受人は上北島の_____さん、申請事由は渡人の希望によるもので、作物は米麦、売買価格は総額で_____円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明も終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、18ページの第4項でございます。契約、売買、所在、高江、地目、畑1筆、面積1,345㎡、渡人は、朝倉郡筑前町の_____さん、受人は、高江の_____さん、申請事由は渡人の希望によるもので、作物は露地野菜、売買価格は宅地を同時に売買されるんですけども、その約150坪を含めて総額で_____円で売買されるということでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明のとおりであります。審議方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に係る下限面積（別段の面積）の設定について でございます。

こちらは、いわゆる空き家に付属した農地の取扱いでございます。表の上段は40aで変更ございません。これに、筑后市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に従いまして下段の土地の区域を別段の面積0.01aとするものでございます。ここで、別にお配りしております様式第3号をお手元をお願いしたいと思います。よろしいですか、左上に様式第3号（第6条関係）と書いておる資料でございます。農政区は久恵でございます。農地所有者は糟屋郡新宮町の_____さん、所在地は大字久恵、字岸下____それと字北村囲____番、地目は2筆とも畑、面積は128㎡と174㎡、遊休農地区分は耕作中で、買い取り希望が有り、所有者要件は本人、農地区分は、____が広がりのある農地に接しておりますので1種農地、____は集落内の集団性のない農地ですので3種農地と判断しております。空き家バンク登録物件は____北西に隣接する建物ですね、それとその宅地で、投資された農業系の補助などはない農地となつてご

ございます。場所につきましては写真のほう見ていただきたいと思います。ちょっと横向きになっておりますけれども、(空中写真により位置説明) 久恵集落内の空き家と他の民家に隣接した狭小な農地でございます。こちらの農地の区域について別段の面積として下限面積を0.01aに引き下げて、空き家と同時に所有権移転を可能とするようにするものでございます。なお、議案書の19ページに戻っていただきまして、一番下の区域につきましては、もう既に3条許可に伴って所有権移転が完了しておりますので削除を行うという区域になってございます。議案第5号の私どもからの説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

過去にもですね、あの、総会の19回ですか、これで86㎡ということで審議をしていただきました。その時も承認していただきました。特にですね、今後ともこういう狭小な農地がですね、必ず出てくると思います。今後はですね、今日又承認をいただきたいなと思います。皆さん方のご審議方よろしくお願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので、議案第5号について質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第5号について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は4件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の20ページをお願いします。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

第1項、所在、前津、地目、畑1筆、面積2,009㎡、申請人は筑後市前津の_____さん、申請事由は一時転用、農地改良となっています。場所の確認をお願いします。地図の2ページをご覧ください。(地図により位置説明) 一時転用ですので、盛土して整地する工事期間、今回は8月10日から10月31日までとなっております。この約2ヶ月間が一時転用期間ということになります。転用後はぶどうを栽培されると、それと、大雨のときに倉目川が氾濫して水没するということですね、50cmほど盛土されることとなっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。ただ今事務局の説明どおりであります。地図は2ページにあります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1号について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員(8番)

盛土をするのにですね、何センチ以上とか決まりはあるんですか。高さ。

○事務局

農地法でのルールではですね、1m未満だったら、そして狭小な面積だったら届出で良くて、1mを超えると、広い面積だったら許可になってくるというのはありますけども、どれだけしかダメというのではなくて、きちんとした対策が取れているかどうかということになりますので、高いなら高いなりの施工をしていただくようなことになろうかと思えます。(わかりました。)

○議長

いいですか。他にございませんか。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第2項、所在、蔵数、地目、畑1筆、面積303㎡、申請人は蔵数の_____さん、申請事由は農業用施設、駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧ください（地図により位置説明）こちらはですね、亡くなられたお父様が倉庫を建てていて、相続後の土地の整理をされているときに農地のままであったと判明したことから今回、転用申請されるもので、始末書が添付されております。農林からも追認で許可可能とのことでございます。この農地は、南側に広がりのある農地で第1種農地と判断しています。自宅の隣の農地で集落接続により1種農地の例外規定で許可可能と判断しています。説明は以上です。

○議長

それでは、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局から説明のとおりでございます。・・・固定資産の方が普通のあれでかかってきとったけんでちゅうことで、の変更ち私は聞いたんですけど、そういう形になっておりますけど審議方よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第2項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の21ページをご覧ください。第3項、所在、若菜、地目、田4筆、面積1,656㎡、申請人は若菜の_____さん、申請事由は一時転用、農地改良となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。（地図により位

置説明) 一時転用ですので、先ほども言いましたけど、盛土して整地する工事期間、こちらの場合は8月1日から令和5年6月30日までの約10ヶ月間が一時転用期間となります。盛土の高さはですね、平均でちょっと上げられまして1m50ぐらい、転用後はみかんの木を植えられるということを聞いております。そして、一体利用地です。少し申請地のちょっと真ん中上の方に少し三角形みたいなやつがありますけど、そこが登記の地目が池沼が31㎡あるということで、農林の方とも協議しましたけど、こちらの方は一体利用地として上げてくださいということでしたのでこういうふうにしております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。ただ今事務局の説明のとおりです。審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員(13番)

ここですね、多分あの、今、こちらの川の南側が道路が広くなつとると思うんですけど、これこの___さんの田んぼまでは来んとでしよ。

○事務局

そうです。___委員言われましたように今ちょうどこの県道がですね拡張工事があるってまして、多分これサザンクスの方まで行くんじゃないかと思えます。で、もう今大体出来とるですもんね。そこが引いたところになります。

○委員(13番)

分かりました。ありがとうございます。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号第3項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に第4項と議案第7号第1項の5条転用は関連いたしますので、一括して提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第4項、所在、志、地目、田1筆、面積1,297㎡、申請人は、筑後市志の_____さん、申請事由は、販促催場店舗建設及び駐車場整備となっております。場所の確認をお願い致します。地図の5ページをご覧ください。(地図により位置説明) ____さんはですね、新聞販売業を営んでありまして、販売促進事業や色んな講習会等を開いておられ、自宅兼事務所が申請地ですね南側300mのところになりますけど、その事務所も狭いため、また、道路沿いの目立つところで賑わい所も作りたいということで今回申請をされております。で計画されています。また、____さんの思いとしては、賑わいづくりもしたいとのこと。講習会等にはですね、大体30人から50人ぐらい参加があるそうです。こちらの農地は広がりのある農地で第1種農地と判断しています。こちらは集落接続によりましてですね、1種農地の例外規定に該当するため許可可能と判断しています。

続きまして議案書の22ページ、議案第7号の農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。第1項、契約、売買、所在は同じく志、地目は田1筆、面積は598㎡でございます。渡人が筑後市志の_____さん、受人が同じく志の_____さん、申請事由は先ほどと同じく販促催場店舗建設及び駐車場整備となっております。地図の5ページ、先ほどの所をご覧ください。(地図により位置説明) 同じくこちらも第1種農地と判断しております。同じく集落接続によりですね、1種農地の例外規定に該当するため許可可能と判断しております。こちらの土地の売買価格は総額の_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のどおりでございます。地図は5ページです。審議の方よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第4項及び議案第7号第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので順に採決をとります。議案第6号第4項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は先ほどの第1項と合せまして13件でございます。それでは第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

はい、第2項、契約、売買、所在、熊野、地目、畑1筆、面積717㎡、渡人は筑後市熊野の_____さん、受人は久留米市高良内町の株式会社_____代表取締役_____さん、申請事由は宅地分譲整備という計画となっています。場所の確認をお願いします。地図の6ページをお願いします。(地図により位置説明)宅地分譲4区画で用途地域、第3種農地の方に、原則許可のところでございます。用途地域ですので造成まで許可可能というふうになります。土地の価格は_____円、坪単価の約円でございます。説明は以上です。

○議長

第2項につきましては、今回が筑後市で初めて転用申請をされる業者ということで、会議にご出席いただきますのでよろしく申し上げます。それでは、第2項の申請人の入室をお願いします。

【申請人 入室】

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。皆さんにご紹介をいたします。申請人であります株式会社_____の_____様と_____様です。申請人におかれましては委員からの質問がありましたらご起立していただいて簡潔なご答弁をお願いいたします。それでは申請人に質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員（11番）

御社の主な事業内容を先ず教えていただけますか。

○申請人

主にですね、公共事業をメインにやっています。建築の公共事業がメインです。不動産が3年前から。

○委員（11番）

もう少し詳しく。ちょっと。

○申請人

建築系の公共工事っていうのが主に久留米市ですね。会社が久留米にあるんですけど、久留米市の公共工事をさせてもらってるんですけど。小学校の改修とか、団地の改修とか、あとは、久留米の道の駅という改修工事とか新築とかもさせてもらってるんですけど、それが主にしてる事業内容でして、他にも民間の工事の方させてもらってるんですけど、それを30年ぐらいさせてもらって、3年前ぐらいに不動産も立ち上げまして、不動産をさせていただいております。

○委員（11番）

ありがとうございました。

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員（10番）

筑後市近郊における事業実績、並びに転用の事案があれば教えていただきたいと思っております。

○申請人

今回が初めてになります。

○事務局

建売分譲や宅地分譲も初めてですか。

○申請人

八女でさせてもらいました。今年完成して、今年受け渡し、お客さんがついて受け渡しまでさせてもらいました。

○議長

いいですか。(はい。)他にございませんか。どうぞ。

○委員(13番)

ここんにきがここ何年かでもう、反対側が鶏小屋あったり、___さんとこが全部ここんにきはぶどうを植えてあったんですよね。で、もう辞めてから娘さん二人で、私と同級生やったもんで、辞めてから分譲の方にしてあるんですけど、あの、入り口の狭くてちょっとなかなか開発にも手がかからんで、今若干広げてあるちゅう形でここんにきに全部もう、多分ここんにきアパートまでいると50軒近く増えてると思うんですけど、あの、筑後市にわりかし熊野ちゅう地域でですね、結構未だでん宅地と分譲とかが結構、やっぱ小学校も近いし、中学校も近いということで熊野は結構、今でも未だ建売が結構出来てるんですよ。そこんにきの考えとしてはどういう御社の考えでしょうか。

○申請人

まあ、田んぼ畑も未だ残っているので、うちだけじゃなくて、他所もまあ着工はして行かれるエリアではあると思いますけど。小学校もですね近いちゅうこともあって。

○委員(13番)

___さんのまだこっち側、分譲申請の北脇もこれずらっとぶどう畑で、ぶどう畑も潰れてしもうとるけん、将来的には宅地にせらっしゃるとかなち思よつとばってんでですね。ありがとうございます。

○議長

他にございませんか。(はい。)どうぞ。

○委員(15番)

はい。ええつとですね、盛土の高さを教えてもらいたいんですけど、どれくらいか。

○申請人

盛土は高いところで600だったと思います、確か。(60。)はい。浄化槽がありますん

で、浄化槽の都合で。

○委員（15番）

その、盛土がですね周りに漏れないような対策は何かしてありますか。

○申請人

ブロックで周囲を囲むくらい。

○委員（15番）

で、大丈夫ですね。（はい。）くれぐれもお願いしておきます。

○議長

他にございませんか。もう一回、どうぞ。

○委員（13番）

盛土は大体せんならせんでよかごたるあれじゃろと私は思うんですけど。この水はどっちさん、北に流れようもんじゃい、南さんいっとるもんじゃい、多分北脇に水の流れは行くと思うんですよ。

○申請人

方角的に言うと南の方に下っていく、南の溝に。

○委員（13番）

南の方ですかね。こんだ北の方は多分北脇に流してあると思うんですよ。北脇がこんどは溢れたり・・60センチもすんならだいぶ高くなるがなち思うて。

○申請人

現実的には、仰ってるぐらいで問題ないんですけど、後は職人さんの腕ちゅうところで、勾配の付け方、素人さんがやってもうまくいくような、そういう感じでちょっと多めに見てます。

○委員（13番）

元ぶどう畑やったけん若干高くなっとるけんですね。分かりました。

○議長

他に、質問はございませんか。

【質問なし】

○議長

それでは、他に質問が無いようですので、申請人にはここで退席をしていただきま

す。本日は、大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

【申請人 退室】

それでは次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第2項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第3項、契約、売買、所在、蔵数、地目、畑1筆、面積767㎡、渡人は蔵数の_____さん、受人は東京都練馬区の___建設さん、申請事由は建売住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご覧ください。(地図により位置説明) 建売住宅3棟の計画でですね、建築面積は合計で165.61㎡。こちらの農地は西側に広がりのある農地で第1種農地、集落接続により許可可能となっております。土地代は_____円、坪単価の約_____円となっております。___建設さんは、筑後地区のやつは2回目ぐらいということで、他の所には沢山ございますが、過半要件を満たしております。説明は以上です。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。地図は7ページに載っておりますけど、北中の元、北脇に___建設ちゅうですかね、これが元_____があつとつこの交差点のそこから入ったところでもん。多分この道沿いからすんなら1m近く上がった土地ですもんね。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

それでは質問がないようでございますので採決をとります。議案第7号第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書23ページをご覧ください。第4項、契約、使用貸借、所在、羽犬塚、地目、畑1筆、面積305㎡、貸人は羽犬塚の_____さん、借人は羽犬塚の_____さん、親子になられます。申請事由は自己住宅建設という計画になっています。場所の確認をお願いします。地図は8ページでございます。(地図により位置説明)住宅の面積は85.47㎡、用途地域で第3種農地になり、原則許可のところでございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局の説明どおりであります。地図は8ページにあります。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第4項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第5項、契約、賃貸借、所在、前津、地目、樹園地3筆、面積合計2011㎡、貸人は前津の_____さん、借人は和泉の____株式会社、申請事由は貸店舗建設及び駐車場整備という計画となっています。地図の9ページをお願いします。(地図により位置説明)建物の面積は231.37㎡、20年間の賃貸借契約となっています。店舗はコーヒー店で、こちらの農地は10ヘクタール未満の農地で2種農地と判断しております、沿道サービスにより許可可能ということになります。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局の説明どおりであります。地図は9ページにあります。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第5項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第7号第5項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第6項、契約、賃貸借、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積合計720㎡、貸人、前津の_____さん、借人は西牟田の____株式会社さんです。申請事由は一時転用ですね、第5項の店舗建設に伴う仮設事務所、資材置場、及び駐車場となっています。場所の確認をお願いします。同じく9ページです。先ほどの5条の方の隣ですね、すぐ西側でございます。一時転用の期間はですね9月から5ヶ月間、来年のですね1月までというふうになっています。こちらの農地も同じ、第2種農地、集落接続で許可可能というふうになります。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局の説明どおりであります。工事、右側の5条の5の畑が多分地上げしてあるのを道路高さにするために多分、こういう中での建設用の資材とか置けないという判断だと思っております。地図は9ページにあります。審議の方よろしくお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第6項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書24ページをご覧ください。第7項、契約、売買、所在、前津、地目、畑1筆、面積321㎡、渡人は久留米市荒木町の_____さん、受人は徳久の_____さん、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の10ページをご覧ください。県営赤坂団地のですねすぐ東側のところになります。建物の面積は135.8㎡、こちらの農地は住宅に囲まれた農地で第3種農地、原則許可になります。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局のどおりでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第7項について質問のある方はどうぞお願いを

いたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第7項について承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第8項について提案をいたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約、売買、所在、下北島、地目、畑1筆、面積128㎡、渡人は下北島の_____さん、受人は山ノ井の_____さん、申請事由は障がい者グループホーム駐車場整備という計画となっています。場所の確認をお願いします。地図11ページをご覧ください。(地図により位置説明) 一体利用地としましてですね、申請農地の北側に緑色でしているところ、宅地が330.57㎡、こちらの方にですねグループホームをですね建設予定されております。ですので、申請地の青でしているところはほぼ駐車場、ということで今回駐車場という形でさせていただいております。こちらの農地はですね、上下水道の2管と市立病院、____耳鼻科さんの病院施設があるため3種農地になり、原則許可となります。土地の総額は宅地も併せて_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第8項について質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第7号第8項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第9項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第9項、契約、賃貸借、所在、下北島、地目、田1筆、面積1,071㎡、貸人、は和泉の_____さん、借人は八女市の____農業協同組合さん、申請事由は駐車場整備という計画となっております。場所の確認をお願いします。先ほどの11ページの真ん中のところです。(地図により位置説明) こちらの農地は用途地域で第3種農地、____さんの敷地の北側になっておりまして、従業員駐車場32台の計画になっております。拡大されるのはですね、_____の駐車場が不足しているということで、出荷者が年々増加しておいて、お客様の苦情が度々あるためですね駐車場を確保されるということになっております。賃貸借の契約期間は1年間ですけれども、その後は自動更新されていく内容となっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議の方よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第9項について質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第9項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第10項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第10項、契約、売買、所在、津島、地目、畑2筆、面積合計394㎡、渡人は津島の_____さん、受人は野町の_____さん、同じく____、それぞれ持分1/2、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。

す。地図戻っていただきまして1ページでございます。(地図により位置説明)住宅に囲まれた農地で、第3種農地と判断しており、原則許可となります。建物の面積は64.59㎡、土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のとおりでございます。地図は1ページです。審議の方よろしくお願い致します。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第10項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第10項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第11項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書25ページをご覧ください。第11項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積236㎡、渡人は福岡市東区の_____さん、受人は熊野の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図12ページでございます。(地図により位置説明)住宅に囲まれた農地でですね、第3種農地と判断しており原則許可となります。建物の面積は101.74㎡、土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては事務局の説明とおりです。令和2年からかな、ここずっと開発されて、4件目ということですね、地図は12ページになります。よろしくお願

します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第11項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第11項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第12項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第12項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積638㎡、渡人は大牟田市の_____さん、受人は西牟田の_____さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。13ページをご覧ください。

(地図により位置説明)こちら住宅に囲まれた農地で第3種農地と判断しており、原則許可ということになります。建物の面積は94.54㎡、一体利用地としてですね申請地の東側にですね緑色のところ、雑種地99㎡があります。なお、申請地にですね倉庫が建設されておまして、渡し人ですね亡くなられたお父様が建設していたということで始末書が添付されておまして、今回併せて転用申請していただいてですね、その部分は追認という形をとらせてもらうということでございます。土地の価格は、雑種地も併せまして_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましては事務局の説明のとおりです。地図は13ページになります。よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第12項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第12項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第13項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第13項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑、1筆、面積127㎡、渡人は西牟田の_____さん、受人は山ノ井の株式会社____さん、申請事由は資材置場へ入るための進入道路整備という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の14ページをご覧ください。(地図により位置説明)住宅に囲まれた農地で第3種農地と判断しております。申請地の東隣に里道があるんですけど、こちらの方ではすね_____さんですかね、が占有で使っておられてはすね、ここを通るのは好ましくないのでは、ということになったそうで、こちらの農地を分筆してはすね、奥に株式会社____の資材置き場とちょっとオレンジ色で掛けておりますが、そちらの方ではすね、入るための進入路ということになっております。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

内容につきましてははすね事務局の説明のとおりでございます。地図は14ページになります。よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第13項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第13項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。(ちょっと。) _____さんどうぞ。

○委員（13番）

10項の売買価格を教えてもらってよかですか。

○事務局

津島のやつですね、_____円。

○委員（13番）

分かりました。

○議長

いいですかね。それでは次に、議案第8号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。

議案第8号 筑後市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定
について でございます。

別紙のですね、令和4年度最適化活動の目標の設定等という、こちらのほうホチキスで留めてる、2枚ですね、あるやつをご覧下さい。すいません、こっちですね。議案第8号の別紙案というやつですね、お願い致します。こちら、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、筑後市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。というところでございますが、こちらの指針はですね、来年度には全ての農業委員会でこの指針を定めるというふうにされております。国の方からですね。それに基づきまして指針を定めることによってですね、最適化交付金というのがあるんですけども、それを交付金をいただくというためにもこれを今回はですね、定めなければいけないということで、・・・（1. 最適化活動の成果目標、2. 最適化活動の活動目標、3. 最適化活動の公表及び報告、4. 最適化活動の記録及び点検・評価の実施、5. 最適化活動の点検・評価結果等の報告、6. 事務の実施状況等の公表・報告、7. その他 につて説明。）続いて、令和4年度最適化活動の目標の設定等について説明します。（Ⅰ農業委員会の状況、Ⅱ最適化活動の目標、推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標につて説明。）説明は以上です。

○議 長

それでは説明が終わりました。議案第8号について質問のある方はどうぞお願いいたします。(ちょっとよかですか。) どうぞ。

○委 員 (15番)

あの、農業委員数ですね、16名となっておりますけど、この下に認定農業者6名、認定農業者に準ずる者、これの枠ちあるとですかね。認定農業者ははっきりしてはいますが、次の準ずる者ち考え方はどう捉えるといいですかね。

○事務局

これはですね、農業委員会等に関する法律のなかで農業委員さんを募集するときにはですね、過半数要件というのがありまして、その中で、今度見直されて過半数要件は緩むということではあるんですけども、認定農業者だけでは無くて認定農業者に準ずる者、筑後市の場合が多くが認定農業者になってある法人の役員、とかがですね、準ずる者にカウントされております。そういった形で6名ですね、いらっしゃるということで16人の過半数は満たしているという見方をされております。

○議 長

いいですかね。他にございませんか。(はい。) どうぞ。

○委 員 (1番)

今ここに推進に関する指針ち出とりますが、これの策定されたら何時からするようになるんですかね。説明が無かったと思うんですか。実施開始は既に始まるとち理解せやんとですかね。

○事務局

そうですね、今年度から。

○委 員 (1番)

これ始つとるばつてん改めて指針内容と・・・。

○事務局

指針の策定については、出来れば7月中に県の方に欲しいというようなことで言われておりますので提出するのは今回の総会の後ですね、速やかに提出したいと思っております。で、最終的に報告が求められてはおりますけれども、報告については令和4年度として4月からの実績を求められるというふうにならうと今のところ理解しております。取り組みとしては4月からの分をですね、反映させるんじゃないかなというふうに思います。

○議 長

1年して結果が出て、未達、数字ば達成しとらん時はどげんなると。

○事務局

数字が達成してないときは、この指針と指針に対しての活動目標とかが、法に基づいた農業委員会での義務づけられた指針を作って活動目標を作るというのがルール化されたということです。活動をせないかんところになっています。で、それに対して、目標達成できなかったらというのに関して言えば、国からの補助金交付金に影響するものもあるようです。今のところ筑後市ではですね、そこを大きく影響するといったようなことは考えてませんが、例えば遊休農地をどんどん解消していくとか担い手集積をどんどん減らして行って、交付金を筑後市にひっぱってこようという事業をしようと思えば、そういったことがあるということですが、今のところ直接影響するようなことは無いんじゃないかなと思ってます。実績に応じてはですね。意欲的目標を設定するというのに関してはもう・・・今年についてはどこまで出来るかを、報告書を作成するまでどのくらい進めていくかというのを確認するというようなことになろうかと思えます。

○議 長

他に何かございませんか。

なかなか質問がないのに採決をするのもちょっと、あれですけど。

○委 員（1番）

あくまでも目標指針であって、達成出来んなら出来んでやむを得んちゅう理解ばしでよかつでしょうもん。そうせんと例えば遊休農地解消、減るよりも増える可能性が高いかもしれんち思うとばってんそげんいうとこれは全然・・・。

○議 長

なかなか難しいとは思いますが、原案に対して事務局の方も一生懸命しとりますんで、一応達成するため努力するというので原案に対して採決をとりたいと思います。議案第8号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第9号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは27ページをお願いいたします。

議案第9号 地区担当委員の決定について でございます。

表の通り、中身につきましては先月の総会の時にですね、草案を出させていただいておりましたけれども、その内容と同じでございます。先ほどの指針、に影響するものということで、担当割の再度のですね、改めての決定をいただくものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたけれども、質問のある方どうぞお願いをいたします。

○委員（11番）

すいません、印鑑を貰いに来られるのに、右側の方が代理でも大丈夫って言う位置になるのでしょうか。

○事務局

すいません、地区担当を決めた方の活動に対する交付金という影響が後々出てくることがあると思っているので、例えば遊休農地の見回りとかをその地区でしていただくとかそういったことで、農家さんの確認とか調査という部分に関して言えば出来れば今のところ地元推薦いただいたりした地区担当の方をお願いしていた方が良いんじゃないかなというふうに思っております。

○委員（11番）

いや、18、19、20辺りは駆け込みで良く来られるのでなかなか仕事の都合で居なかったりする場合は副の方にお任せできるのかなっていうのが素朴な疑問でした。分かりました。

○議長

他に何かございませんか。

【質問なし】

それでは、新しく提案しておりますこの案に対して採決をとりたいと思います。

議案第9号について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第25回農業委員会を閉会いたします。

午後4時33分 閉会